



滋 商 政 第 73 号
平成 26 年(2014 年)3 月 5 日

滋賀県産業振興審議会会長 様

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県における産業振興の基本的なあり方について(諮問)

本県では、時代のニーズに合致した成長産業や地域資源を活かした産業が振興され、足腰の強い経済に支えられた、たくましい活力に満ちた滋賀の実現を目指し、行政のみならず、産業界をはじめ、大学・研究機関、関係団体、NPO、県民など多様な主体の緊密な連携のもと、「人を育て、産業をつなぐ 滋賀の戦略」として、平成23年3月に策定した「滋賀県産業振興戦略プラン」に基づき、取り組みを進めています。

こうした中、本県を取り巻く状況を見ますと、平成27年度をピークに本県人口は減少に転じると見込まれ、本格的に少子高齢社会に突入する一方で、東南アジア新興国における経済の急成長をはじめ、経済のグローバル化がますます進み、地域間競争も一層激化していくことが予想されます。

これまで強みとされてきた「モノづくり県」としての第二次産業の割合は、低下傾向にある中で、第一次産業から第三次産業の実情をあらためて現状認識し、本県の産業構造がどのように変化し、今後どのような産業を伸ばしていくのかをしっかりと分析・議論したうえで、将来の本県経済および産業の目指すべき姿を描き、どういった産業をどのように育て、どこから富をもたらすか、いかに県民の雇用を維持・拡大していくのか、その方策を明らかにしていく必要があります。

このため、滋賀県における産業振興の基本的なあり方について、貴審議会の意見を問います。